

図 II-19 介護サービス事業者の法令遵守の徹底(最も重要なもの第3位)

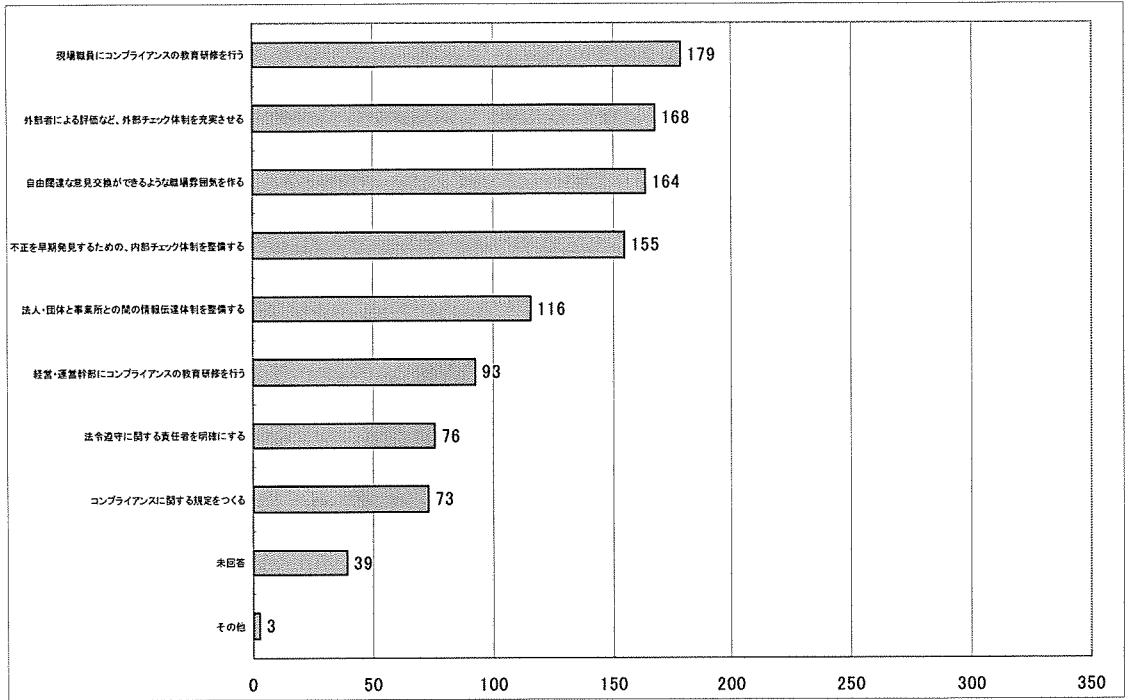
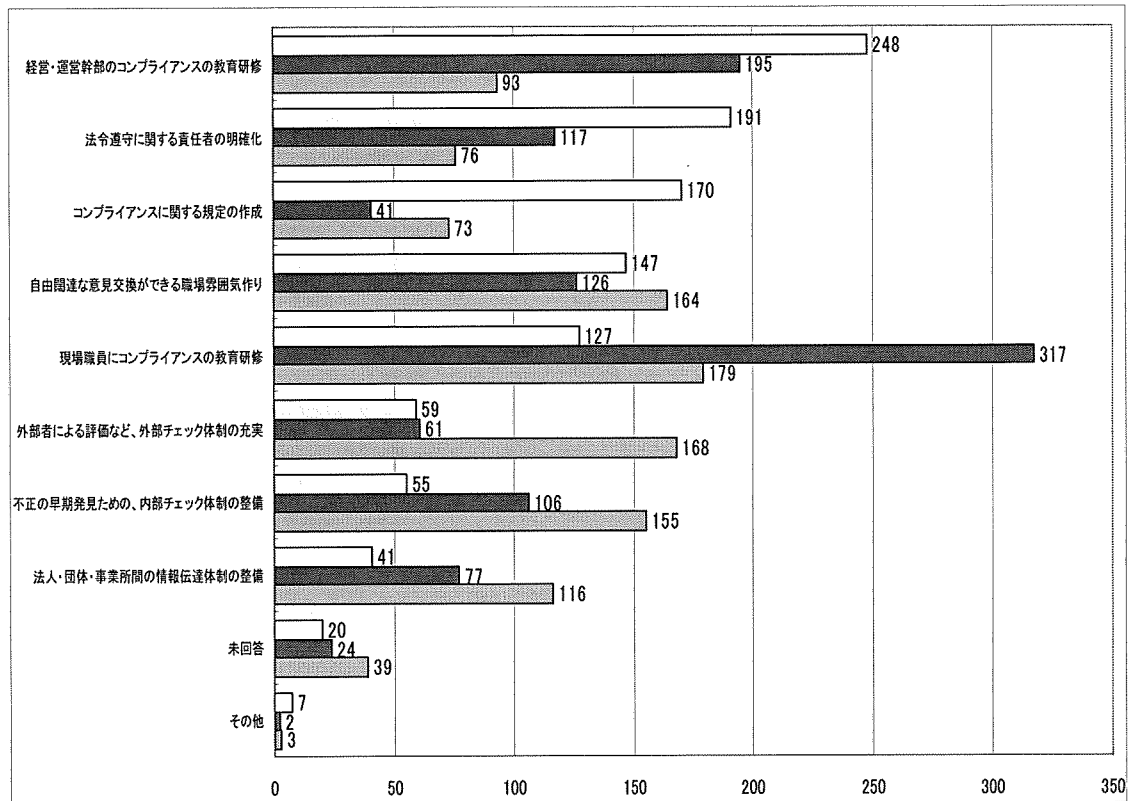


図 II-20 介護サービス事業者の法令遵守の徹底(全体)

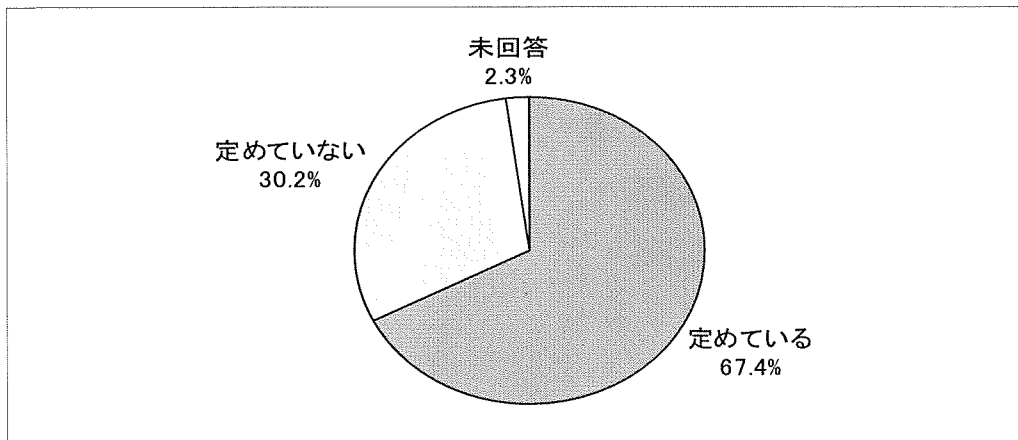


3. コンプライアンス経営の現状について

(1) 法人・団体の社会的責任に関する各種規定

法人・団体の社会的責任に関する規定・倫理綱領・行動規範等を定めているかについて、「定めている」が719名(67.4%)、「定めていない」が322名(30.2%)、「未回答」25名(2.3%)であり、約7割の施設が社会的責任に関する規定・倫理綱領・行動規範等を定めていた。

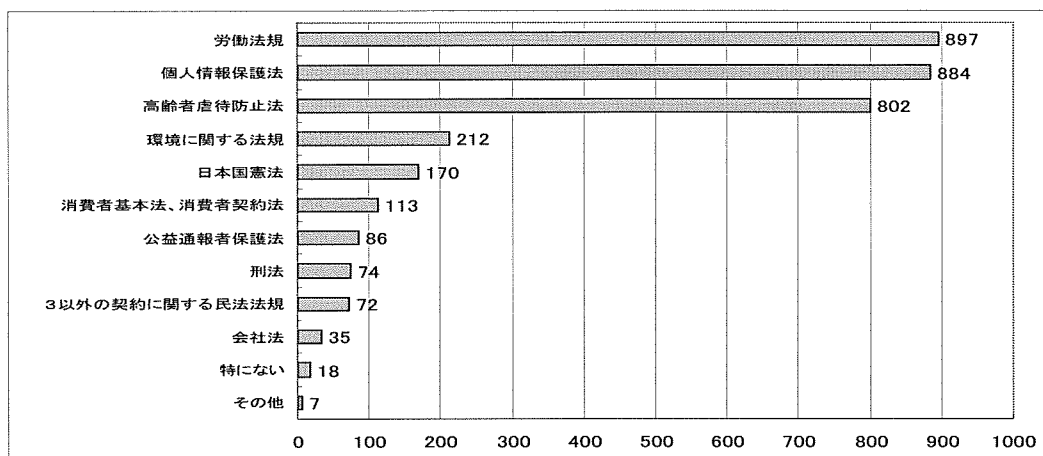
図 II-21 法人・団体の社会的責任に関する各種規定



(2) 法人・団体の社会的責任に関する各種規定

法人・団体の社会的責任に関する各種規定について、介護保険法令、医療関連法令、および福祉関連法令以外で、施設長として、特に遵守を心がけているものは、どのような法規かについては、「労働法規」が最も多く897名(84.1%)、次に「個人情報保護法」884名(82.9%)、「高齢者虐待防止法」802名(75.2%)、「環境に関する法規」212名(19.9%)、「日本国憲法」170名(15.9%)、「消費者基本法、消費者契約法」113名(10.6%)、「公益通報者保護法」86名(8.1%)、「刑法」74名(6.9%)、「3以外の契約に関する民法法規」72名(6.8%)、「会社法」35名(3.3%)、「特にない」18名(1.7%)、「その他」7名(0.7%)の順になっていた。

図 II-22 法人・団体の社会的責任に関する各種規定



(3) コンプライアンスの徹底について

コンプライアンス（法令、倫理綱領・行動指針等の遵守）を徹底させるために、どのようなことをおこなっているかについては、「管理者が随時、個別に訓辞等している」620名（58.2%）が最も多く、次に「管理者が訓辞している」502名（47.1%）、「定期的にコンプライアンスの研修実施」264名（24.8%）、「その他」60名（5.6%）の順になっていた。

また、「定期的にコンプライアンスの研修実施」の該当施設について、その実施回数は、年に「1回」が最も多く114名（40.0%）、次に「2回」70名（24.6%）、未回答58名（20.4%）、「3回」18名（6.3%）、「6回」8名（2.8%）、「12回」7名（2.5%）、「4回」5名（1.8%）、「5回」4名（1.4%）、「10回」1名（0.4%）の順になっていた。

図 II-23 コンプライアンスの徹底

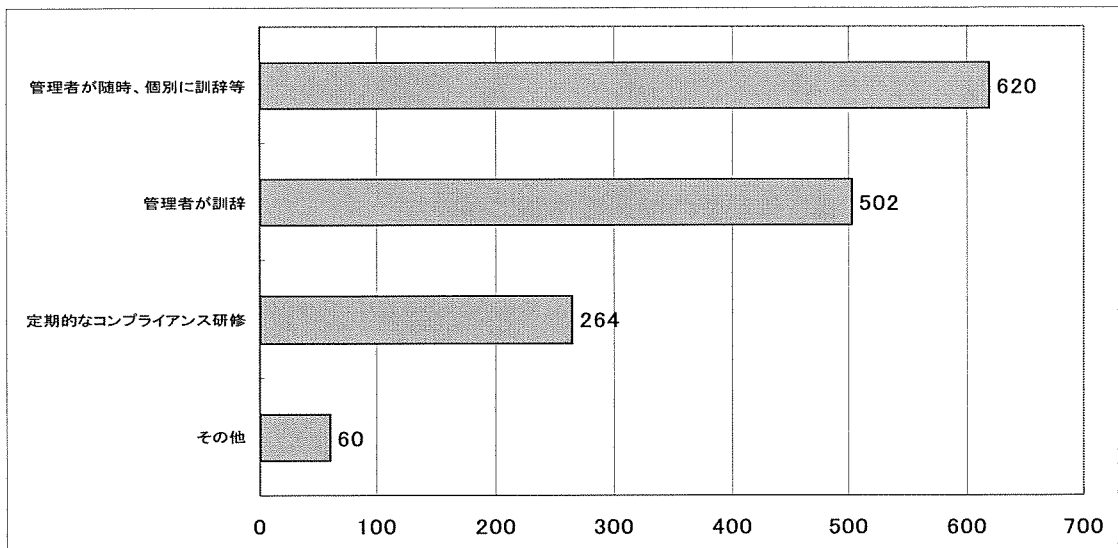
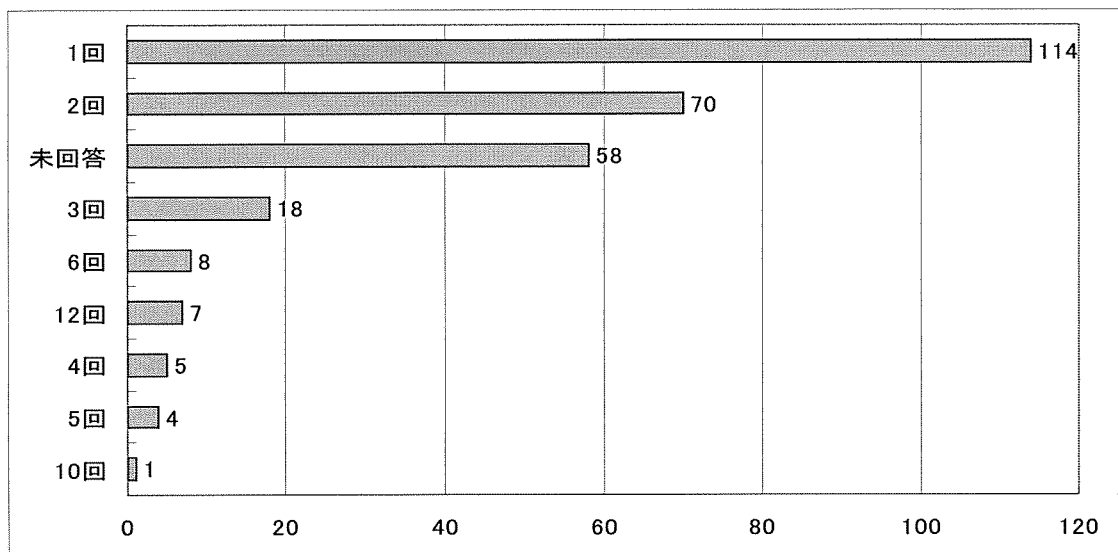


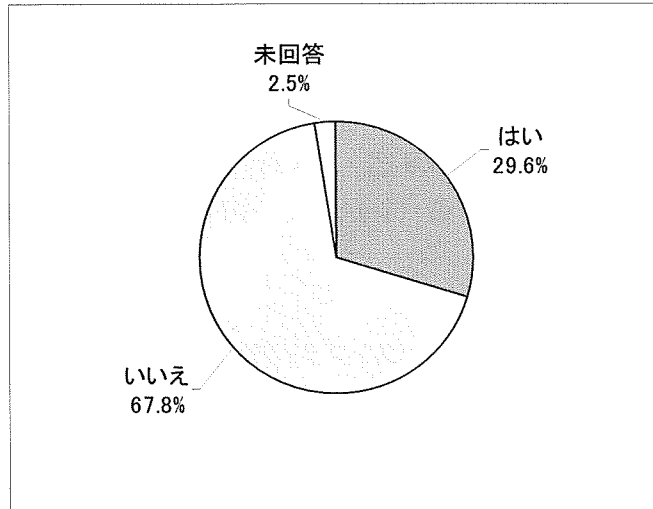
図 II-24 コンプライアンスの研修回数



(4) コンプライアンスの担当者

コンプライアンス（法令、倫理綱領・行動指針等の遵守）のため、貴施設内に担当者をおいているかについては、「いいえ」723名（67.8%）、「はい」316名（29.6%）、「未回答」27名（2.5%）の順になっていた。

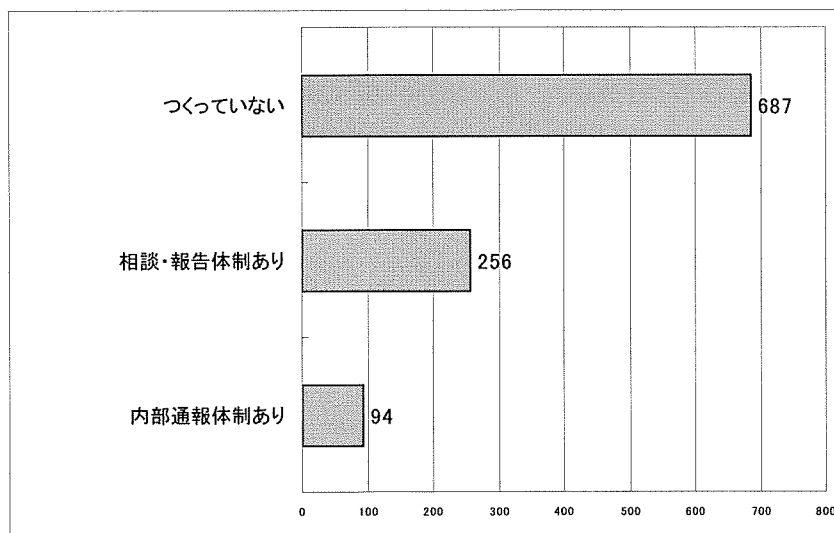
図 II-25 コンプライアンスの担当者について



(5) 職員の相談・報告体制や内部通報体制について

コンプライアンス（法令、倫理綱領・行動指針等の遵守）違反の防止や発見のために、職員の相談・報告体制や内部通報体制をつくっているかについて、「つくっていない」が最も多く687名（64.4%）、次に「相談・報告体制あり」256名（24.0%）、「内部通報体制あり」94名（8.8%）と続いた。職員の相談・報告体制や内部通報体制については、作っていない施設が6割を超えていた。

図 II-26 職員の相談・報告体制や内部通報体制



(6) コンプライアンスの状況把握のための調査

施設におけるコンプライアンス（法令、倫理綱領・行動指針等の遵守）の状況を把握するための調査等を行っているかについては、「いいえ」が最も多く 698 名（66.6 %）、次に「はい」 332 名（31.7 %）、「未回答」 18 名（1.7 %）の順になっており、コンプライアンスの状況把握のための調査が行われていない割合の方が高いことがわかった。

また、コンプライアンスの状況把握のための調査を行っている施設では、「利用者・家族アンケート」が最も多く行われ 216 名（20.3%）であり、次に「職員からのヒアリング」 200 名（18.8%）、「職員アンケート」 131 名（12.3%）、「第三者によるヒアリング調査など」 59 名（5.5%）、「その他」 34 名（3.2%）の順でその内容把握がなされていた。

図 II-27 コンプライアンスの状況把握のための調査

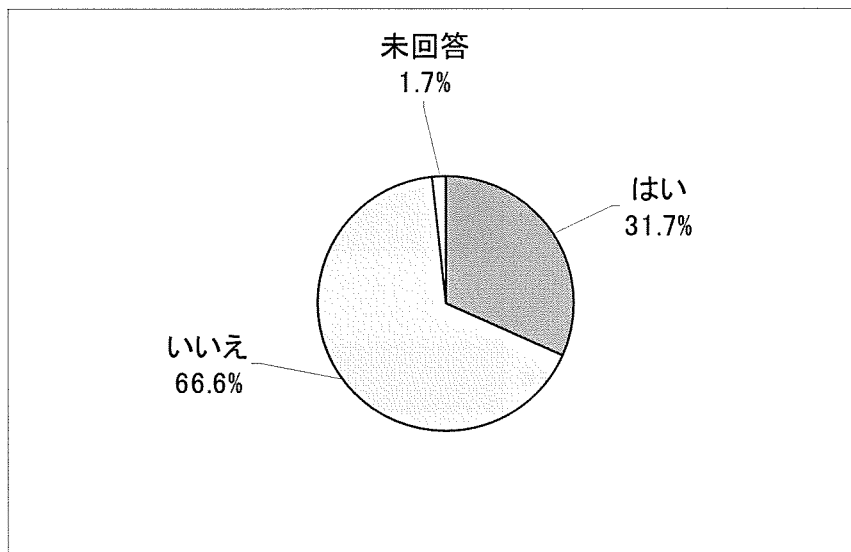
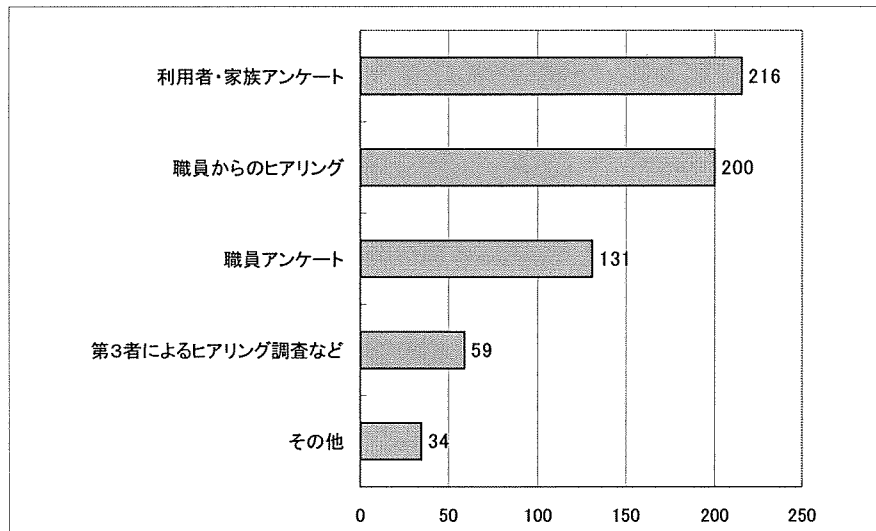


図 II-28 コンプライアンスの状況把握のための調査内容



4. 管理者としての業務について

(1) 各事業所の管理者対象の研修状況

管理者として、各事業所の管理者対象の研修を行っているかについては、「外部団体による研修に参加」が最も多く 634 名 (59.5 %)、次に「自施設・同一法人内による研修」453 名 (42.5 %)、「行っていない」163 名 (15.3 %) の順であった。

また、「自施設・同一法人内による研修を行っている」に該当した施設で行われている研修は、「サービスの質の向上」が最も多く 347 名 (32.6%)、次に「セーフティ (リスク)・マネジメント」が 342 名 (32.1%)、「介護保険サービス」300 名 (28.1%)、「法令遵守」286 名 (26.8%)、「事業所運営」214 名 (20.1%)、「人事労務管理」150 名 (14.1%)、「財務 (ファイナンス)・会計」84 名 (7.9%)、「介護保険以外のサービス」75 名 (7.0%)、「その他」23 名 (2.2%) の順となっていた。

図 II-29 各事業所の管理者対象の研修状況

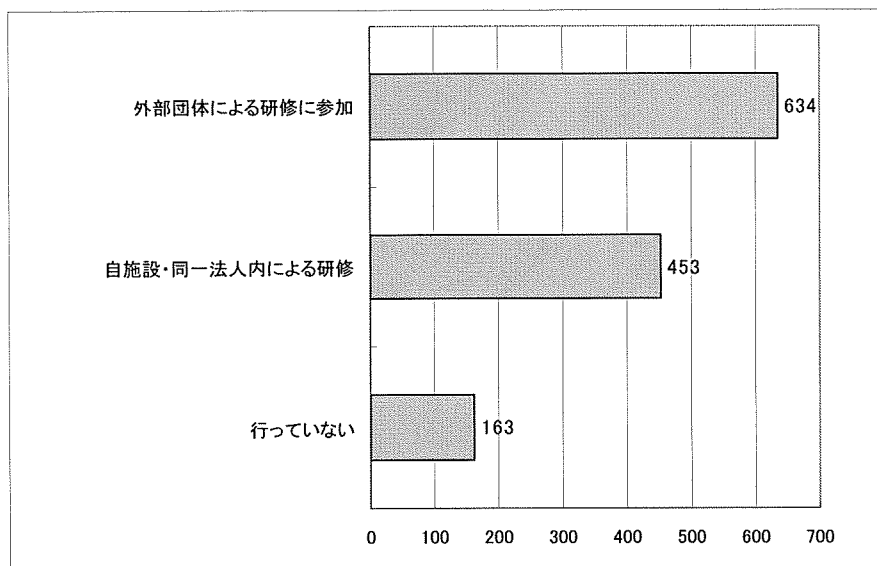
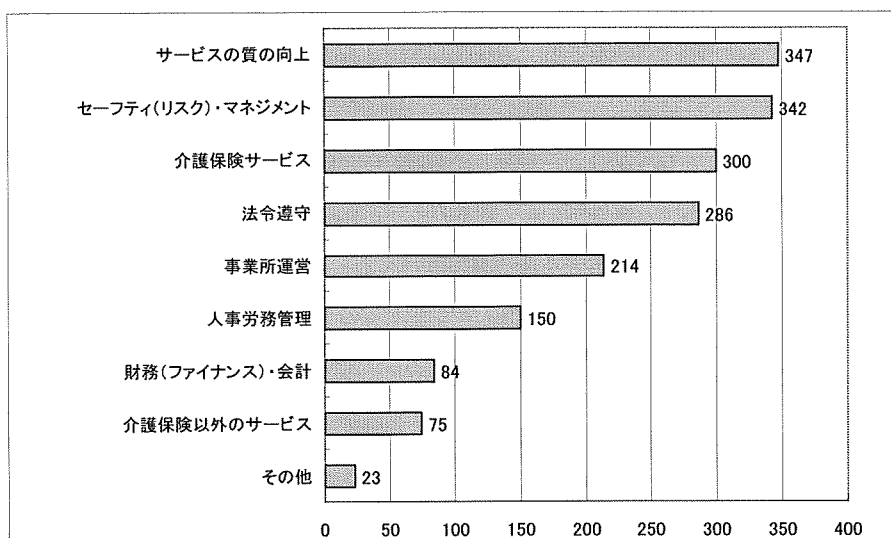


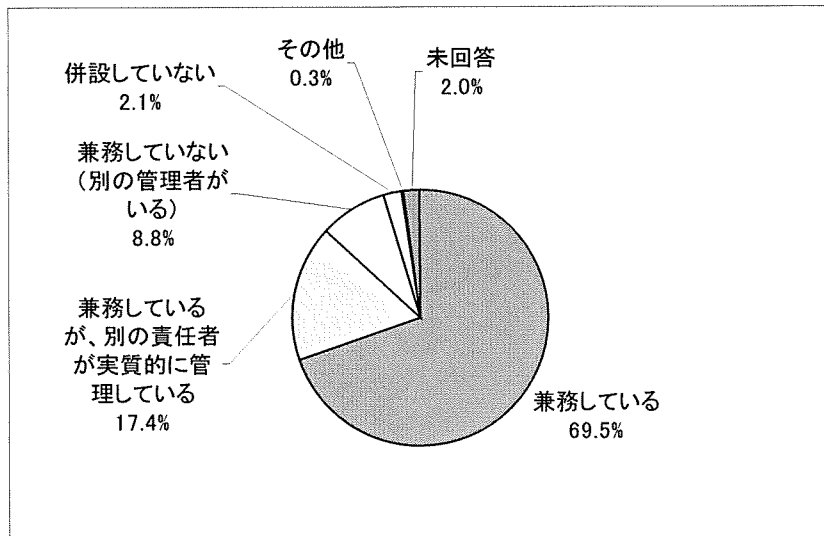
図 II-30 各事業所の管理者対象の研修内容



(2) 各事業所の通所サービスの管理者

併設の通所リハビリテーションあるいは通所介護の管理者を老健施設長が兼務しているかについては、「兼務している」が最も多く 741 名 (69.5%)、次に「兼務しているが、別の責任者が実質的に管理している」が 185 名 (17.4%)、「兼務していない (別の管理者がいる)」94 名 (8.8%)、「併設していない」22 名 (2.1%)、「未回答」21 名 (2.0%)、「その他」3 名 (0.3%) と続いた。各事業所の通所サービスの管理者については、約 8 割以上が併設の通所リハビリテーションあるいは通所介護の管理者を老健施設長が兼務している状況であった。

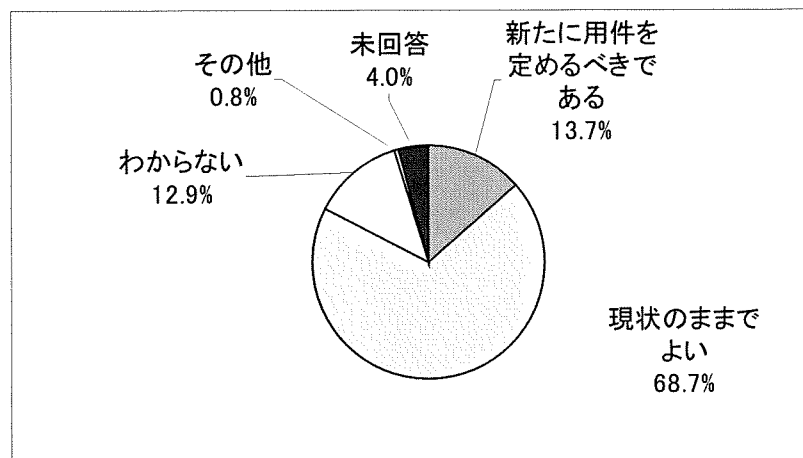
図 II-31 各事業所の通所サービスの管理者



(3) 各事業所の通所サービスの管理者の用件

併設の通所リハビリテーションや通所介護の管理者の用件を定め、管理責任の一層の明確化を図るべきだという考え方については、「現状のままでよい」が最も多く 732 名 (68.7%)、次に「新たに用件を定めるべきである」が 146 名 (13.7%)、「わからない」137 名 (12.9%)、「未回答」43 名 (4.0%)、「その他」8 名 (0.8%) の順になっていた。

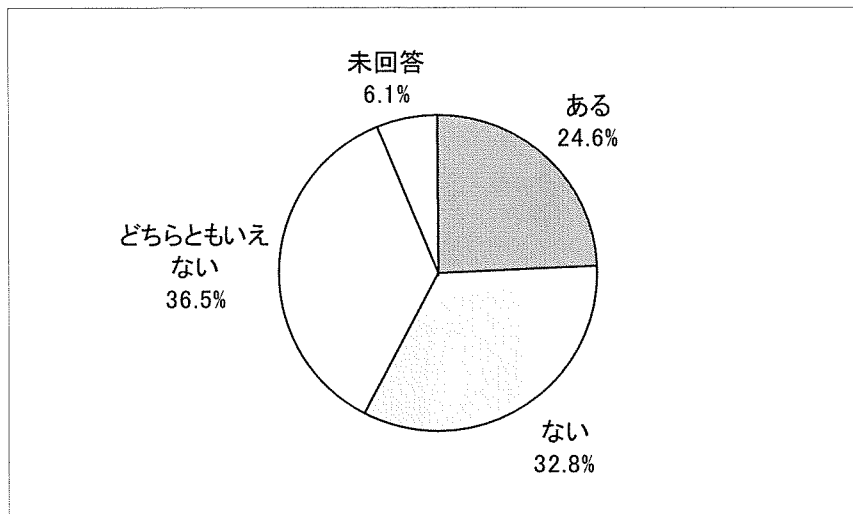
図 II-32 各事業所の通所サービスの管理者の用件



(4) 各事業所の管理者対象の職務をサポートする体制

各事業所の管理者対象の職務をサポートする体制については、「どちらともいえない」が最も多く 389 名 (36.5%)、次に「ない」が 350 名 (32.8%)、「ある」262 名 (24.6%)、「未回答」65 名 (6.1%) の順になっていた。

図 II-33 各事業所の管理者対象の職務をサポートする体制



5. クロス集計

(1) 指定更新時期と連座制の理解

指定更新時期の把握と連座制の理解についてしてみると、指定更新時期を把握していて連座制を理解している割合は全体の 65.8% であり、6 割以上が指定更新時期と連座制を把握していることがわかる。

表 II-2 指定更新時期と連座制の理解

		連座制の理解					未回答	合計
		詳しく理解している	おおむね理解している	あまり理解していない	全く理解していない	その他		
指定更新時期の把握	把握している	N 119	582	153	28	1	12	895
	%	11.2	54.6	14.4	2.6	0.1	1.1	84.0
把握していない	N	0	30	61	35	0	0	126
	%	0	2.8	5.7	3.3	0	0	11.8
わからない	N	0	10	13	15	0	0	38
	%	0	0.9	1.2	1.4	0	0	3.6
その他	N	0	1	0	1	0	0	2
	%	0	0.1	0	0.1	0	0	0.2
未回答	N	0	1	0	0	0	4	5
	%	0	0.1	0	0	0	0.4	0.5
合計	N	119	624	227	79	1	16	1066
	%	11.2	58.5	21.3	7.4	0.1	1.5	100

(2) 「連座制」が導入されたのちの施設内の意識変化と「連座制の理解」の関係

「連座制」が導入されたのちの施設内の意識変化（法令遵守意識が高まった、施設内の管理体制が強まった、特に変化や影響はない）と「連座制の理解」の関係についてみると、全体の 18.2% である 194 施設が連座制を理解し、法令遵守意識が高まった施設であった。一方、全体の 27.3% である 291 施設が連座制を理解しておらず、法令遵守意識が高まっていないことが明らかになった。

また、施設の管理体制と連座制の理解については、全体の 11.9% である 127 施設が連座制を理解しており、施設内の管理体制が高まった施設であることがわかった。

一方、全体の 27.7% である 295 施設については、連座制を理解しておらず、施設内の管理体制も高まってはいなかった。

表 II-3 法令遵守意識と連座制の理解

		連座制の理解					未回答	合計
		詳しく理解している	おおむね理解している	あまり理解していない	全く理解していない	その他		
指定更新時期の把握	把握している	N 119	582	153	28	1	12	895
	%	11.2	54.6	14.4	2.6	0.1	1.1	84.0
把握していない	N	0	30	61	35	0	0	126
	%	0	2.8	5.7	3.3	0	0	11.8
わからない	N	0	10	13	15	0	0	38
	%	0	0.9	1.2	1.4	0	0	3.6
その他	N	0	1	0	1	0	0	2
	%	0	0.1	0	0.1	0	0	0.2
未回答	N	0	1	0	0	0	4	5
	%	0	0.1	0	0	0	0.4	0.5
合計	N	119	624	227	79	1	16	1066
	%	11.2	58.5	21.3	7.4	0.1	1.5	100

表 II-4 施設内の管理体制と連座制の理解

		連座制の理解					未回答	合計	
		詳しく理解している	おおむね理解している	あまり理解していない	全く理解していない	その他			
ま っ た 施 設 内 の 管 理 体 制 が 高	いいえ	N	89	527	217	78	1	5	917
		%	8.3	49.4	20.4	7.3	0.1	0.5	86.0
	はい	N	30	97	7	0	0	2	136
		%	2.8	9.1	0.7	0	0	0.2	12.8
	未回答	N	0	0	3	1	0	9	13
		%	0	0	0.3	0.1	0	0.8	1.2
合計	N	119	624	227	79	1	16	1066	
	%	11.2	58.5	21.3	7.4	0.1	1.5	100	

表 II-5 特に変化なしと連座制の理解

		連座制の理解					未回答	合計	
		詳しく理解している	おおむね理解している	あまり理解していない	全く理解していない	その他			
特 に 変 化 や 影 響 は な い	いいえ	N	56	200	75	57	1	5	394
		%	5.3	18.8	7.0	5.3	0.1	0.5	37.0
	はい	N	63	424	149	21	0	2	659
		%	5.9	39.8	14.0	2.0	0	0.2	61.8
	未回答	N	0	0	3	1	0	9	13
		%	0	0	0.3	0.1	0	0.8	1.2
合計	N	119	624	227	79	1	16	1066	
	%	11.2	58.5	21.3	7.4	0.1	1.5	100	

(3) 公表情報の内容（他施設の情報）と施設のマネジメントの関係

基本情報を確認しており、自分のシステムのマネジメントに役に立ったと回答した施設は、全体で41.9%である181施設であった。

また同様に、調査情報を確認しており、自分のシステムのマネジメントに役に立ったと回答した施設は、全体で38.4%である166施設であった。

表 II-6 基本情報の確認と施設のマネジメントの関係

		他施設の情報は施設のマネジメントに役立つか					未回答	合計
		大変役立つ	やや役立つ	あまり役立たない	ほとんど役立たない			
基 本 情 報 を 確 認	いいえ	N	2	19	12	1	5	39
		%	0.5	4.4	2.8	0.2	1.2	9.0
	はい	N	21	160	152	29	19	381
		%	4.9	37.0	35.2	6.7	4.4	88.2
	未回答	N	0	4	0	0	8	12
		%	0	0.9	0	0	1.9	2.8
合計	N	23	183	164	30	32	432	
	%	5.3	42.4	38.0	6.9	7.4	100	

表 II-7 調査情報の確認と施設のマネジメントの関係

		他施設の情報は施設のマネジメントに役立つか					未回答	合計
		大変役立つ	やや役立つ	あまり役立たない	ほとんど役立たない			
調 査 情 報 を 確 認	いいえ	N	3	33	35	4	8	83
		%	0.7	7.6	8.1	0.9	1.9	19.2
	はい	N	20	146	129	26	16	337
		%	4.6	33.8	29.9	6.0	3.7	78.0
	未回答	N	0	4	0	0	8	12
		%	0	0.9	0	0	1.9	2.8
合計	N	23	183	164	30	32	432	
	%	5.3	42.4	38.0	6.9	7.4	100	

6. 考察

(1) 介護事業者のコンプライアンス体制確保に向けて

OECD 報告書にも言及されているとおり、オーストラリア及びイギリスにおいて、近年、介護事業者のコンプライアンス体制確保に向けた大きな改正が行われていることがわかる。それらは次のように考察できる。第 1 に、評価基準に法令遵守の視点が強く盛り込まれていると考えられる。オーストラリアの認証基準においては、全 44 項目の中に「法令遵守」に関する 4 項目を設けて、その仕組みの有無だけでなく、事業者のコンプライアンス体制が有効に機能しているかどうかを認証のプロセスの中で問われる。またイギリスの全国最低基準には、特に「法令遵守」に関する項目はないが、全ての基準にどの「法令遵守」が関係しているか、最新の情報が確認できるようになっており、基準をベースに関連法令や規則の周知の徹底を事業者に図り、その遵守を求めている。

第 2 に、評価（質のモニタリング）の実効性の確保のために、事業者の質改善プロセスを透明化する自己評価を義務づけるとともに、利用者の意見や苦情等を監査や認証プロセスに組み入れていることが特徴的である。事業者には、継続的質改善およびコンプライアンス体制を実現する業務管理体制を整えることや、文書審査や訪問審査時の職員・管理者への面接、利用者やその家族からの意見聴取の機会を通してそれが機能していることを証明することが求められている。また、ネット上の公開も進んでいる。オーストラリア、イギリス共に、施設に対する第三者評価機関の詳細な監査報告書がネット上で確認できるほか、イギリスではわが国の「情報公表制度」に類似した事業者の基本情報（ケアサービス・ディレクトリ）が確認できる。さらに、イギリスでは、今後、事業者の 3 つ星評価が公表される予定である。このように施設のサービスの質や業務体制に関する情報公開が進むことは、利用者やその家族のみならず、市民の目による質の監視を可能にする前提と考えられる。

第 3 に、コンプライアンス違反に対する制裁措置が明らかに強化されつつある。改善指導から法的是正措置まで、質の低下や法令違反への対処が段階的に整備され、遵守されない場合には当局が強い権限を以て対応にあたる。オーストラリアでは、担当省庁である高齢化ケア省に質とコンプライアンスのための専門局が設けられ、高齢者ケア基準認証機関の勧告を基に是正措置の手段を検討し、実施する。イギリスでは、2006 年の法律改正により、省外の公共団体（Non-Departmental Public Body; NDPB）である社会的ケア監査委員会が強い権限をもち、法定是正通告や起訴等の処分を行えることとなった。実際に起訴まで至った事例もあることから、コンプライアンス違反には厳しい処分を行っていることが伺える。また、オーストラリアでは、コンプライアンス違反等のプロセスにおいて、ネット上でどの事業者がいつどのような違反がありどのような指導を受けているのかを確認でき、透明性が確保されている。

また、事業者が法令を遵守し、質を確保するためのインセンティブが設定されていることも重要である。オーストラリアでは、認証を補助金受給の要件とし、事業者に認証のための準備を通して質改善を要求し、表彰制度等を広く行い、ベスト・プラクティスの普及を図っている。またイギリスでは、監査の効率性・有効性を高めるために、監査の選択と集中を行い、質の良い事業者には、監査の簡略化と監査の頻度の削減を行い優遇している。

これらの取組は、介護事業者の有効な事後規制のための方策として、わが国の今後の制度設計にも参考になると考えられる。

(2) アンケート調査の結果から

第 1 に、介護老人保健施設にコンプライアンス経営を進めることが望ましいのかという観点から、今回の調査結果はきわめて興味深い結果となった。介護療養型医療施設の廃止が政策決定されている中で老健施設の長期化を肯定する意見が約 6 割を超え、いわゆる医療外出し論に約 7 割以上が賛成であることは、老健施設の機能自体が変化しつつあるということである。

第 2 に、平成 18 年度から導入された指定更新時期を把握していて連座制を理解している割合は全体の 65.8%であるものの、指定更新時期を把握しておらず、「連座制をあまり理解していない」「全く理解していない」と回答した施設長が 96 名 9.0%であったことについて、どのように考えるかである。これについては、「連座制」が導入されたことにより、「法令遵守意識が高まった」205 名 (19.2%)、「施設内の管理体制が高まった」136 名 (12.8 %) との回答が目立つ。つまり、3 分の 2 は制度を理解しており、3 分の 1 程度はコンプライアンスに危機意識があるものの、逆に約 3 分の 1 は制度を正確に理解していないという構図ではないかと考えられる。

第 3 に、老健施設のコンプライアンス体制は、調査結果の通り 3 分の 2 は何らかの対応をしており、特にその半分、全体の 3 分の 1 程度はコンプライアンス体制の構築に努力していることがわかる。その半面で約 3 分の 1 はコンプライアンス体制が未構築と考えられるのである。

7. 結論

介護保険施設のコンプライアンスやマネジメント理論は、厚生労働政策にとっても重要な課題である。そのためには先行研究や各種政府統計資料等から、諸外国並びにわが国における近年の高齢者ケア政策等の実態を把握し、コンプライアンスの有無や介護保険施設の社会的責任等の概念導入について、研究を継続することが必要である。社団法人介護老人保健施設協会会員施設への調査から明らかなように介護保険施設・事業所の中では比較的法令遵守意欲が高いと考えられている老人保健施設でもコンプライアンス経営の取り組み状況は低調といわざるを得ない。そのため、わが国の介護保険施設のコンプライアンス経営を確立する必要がある。今回調査した、オーストラリアとイギリスにおける施設事業者のコンプライアンス体制構築のために方策は、今後の介護保険事業体の倫理・法令遵守を中心としたマネジメントの構築に参考になる部分が多いと結論できる。

第三章 慢性期医療を提供する医療機関における コンプライアンス経営の業務実態に関するアンケート調査

1. 調査の目的

慢性期医療機関が社会的責任を認識し、地域社会に一層役立つために、どのような制度変化が有用で、どのようにコンプライアンス経営を進めることが望ましいかという観点から、慢性期医療機関の現状と課題を把握し、今後の発展のために必要な対応を明らかにすることを目的とし、慢性期医療を提供する医療機関におけるコンプライアンス経営の業務実態に関するアンケート調査を実施した。

2. 調査方法

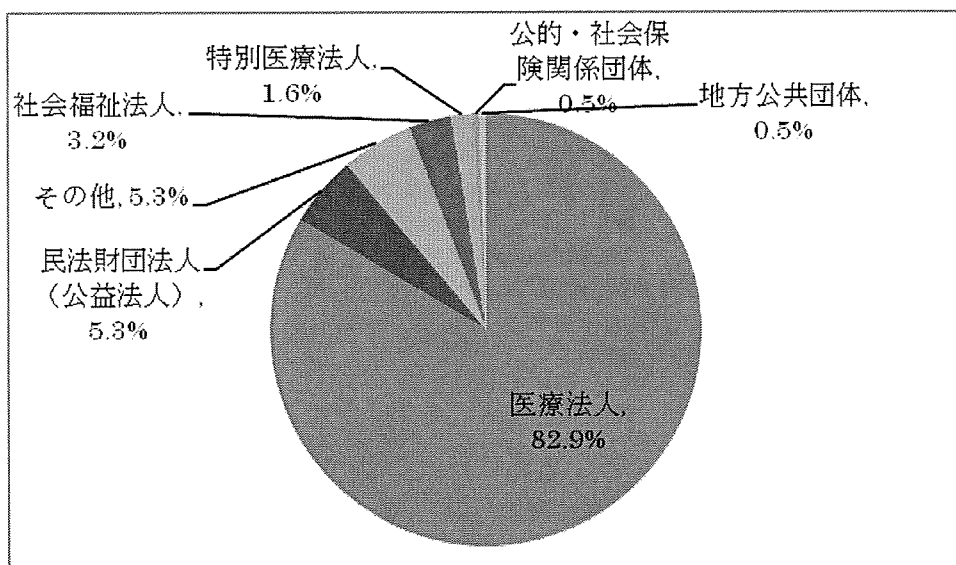
調査は平成 21 年 12 月から平成 22 年 2 月に行い、日本慢性期医療協会会員施設 750 施設に対して調査票を送付し、最終的な回答施設数は 188 施設、回収率は 25.6%であった。

調査結果は、Microsoft Excel、SPSS 等によって解析を行った。

3. 収集された施設の概要

(1) 施設の法人格

収集された組織の法人格については、「医療法人」が最も多く 155 名 (82.9%)、次に「民法財団法人 (公益法人)」が 10 名 (5.3%)、「その他」が 10 名 (5.3%)、「社会福祉法人」が 6 名 (3.2%)、「特別医療法人」が 3 名 (1.6%)、「公的・社会保険関係団体」が 1 名 (0.5%)、「地方公共団体」が 1 名 (0.5%) と続いた。

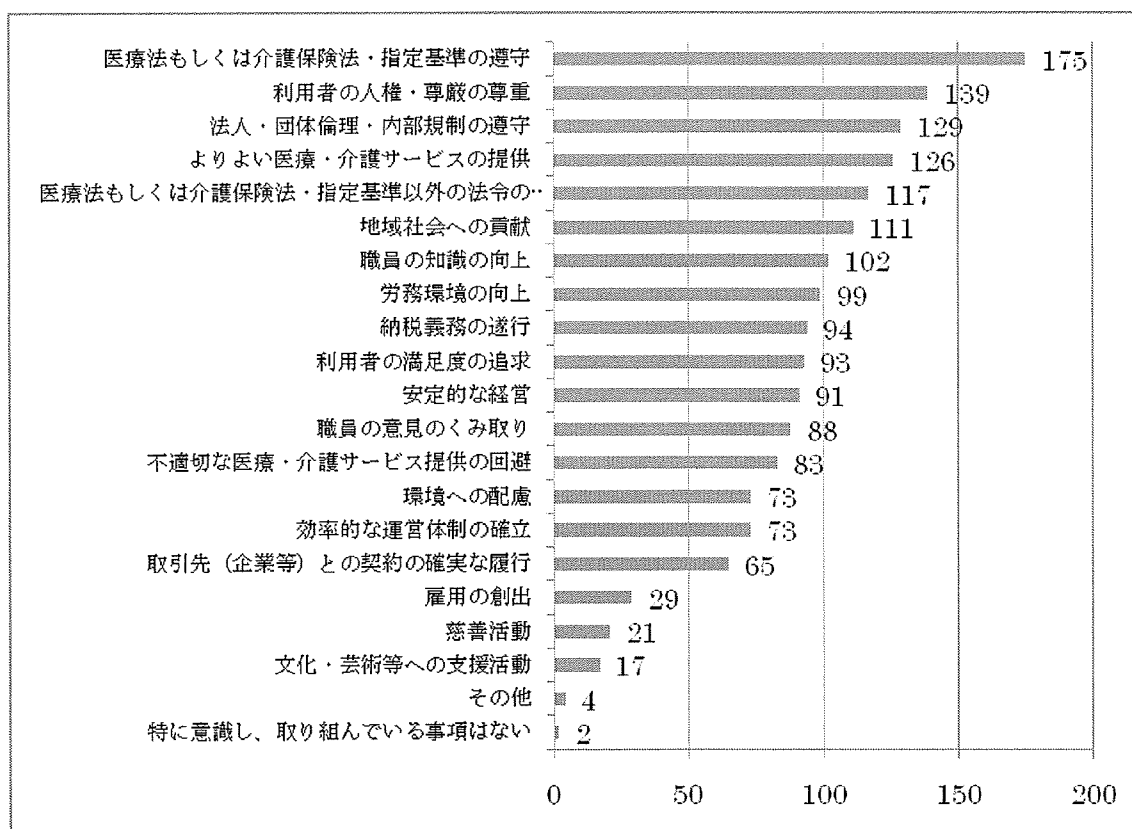


図Ⅲ-1. 施設の法人格

4. 慢性期医療経営への意識について

(1) 組織における「コンプライアンス経営」

貴組織において「コンプライアンス経営」といった場合、どのようなことを意識して取り組んでいるかについて、「医療法もしくは介護保険法・指定基準の遵守」が最も多く 175 名 (93.1%)、次に「利用者の人権・尊厳の尊重」が 139 名 (73.9%)、「法人・団体倫理・内部規制の遵守」が 129 名 (68.6%)、「よりよい医療・介護サービスの提供」が 126 名 (67.0%)、「医療法もしくは介護保険法・指定基準以外の法令の遵守」が 117 名 (62.2%)、「地域社会への貢献」が 111 名 (59.0%)、「職員の知識の向上」が 102 名 (54.3%)、「労務環境の向上」が 99 名 (52.7%)、「納税義務の遂行」が 94 名 (50.0%)、「利用者の満足度の追求」が 93 名 (49.5%)、「安定的な経営」が 91 名 (48.4%)、「職員の意見のくみ取り」が 88 名 (46.8%)、「不適切な介護サービス提供の回避」が 83 名 (44.1%)、「効率的な運営体制の確立」が 73 名 (38.8%)、「環境への配慮」が 73 名 (38.8%)、「取引先（企業等）との契約の確実な履行」が 65 名 (34.6%)、「雇用の創出」が 29 名 (15.4%)、「慈善活動」が 21 名 (11.2%)、「文化・芸術等への支援活動」が 17 名 (9.0%)、「その他」が 4 名 (2.1%)、「特に意識し、取り組んでいる事項はない」が 2 名 (1.1%) と続いた。



図Ⅲ-2. 組織における「コンプライアンス経営」

表Ⅲ-1. 組織における「コンプライアンス経営」(その他回答)

No.	回答
1	医療の質の向上
2	学校教育への参加(小学校交流)
3	医療人の良識、誇りに根差した経営
4	利用者家族への対応

(2) 医療・介護サービス分野における法令遵守

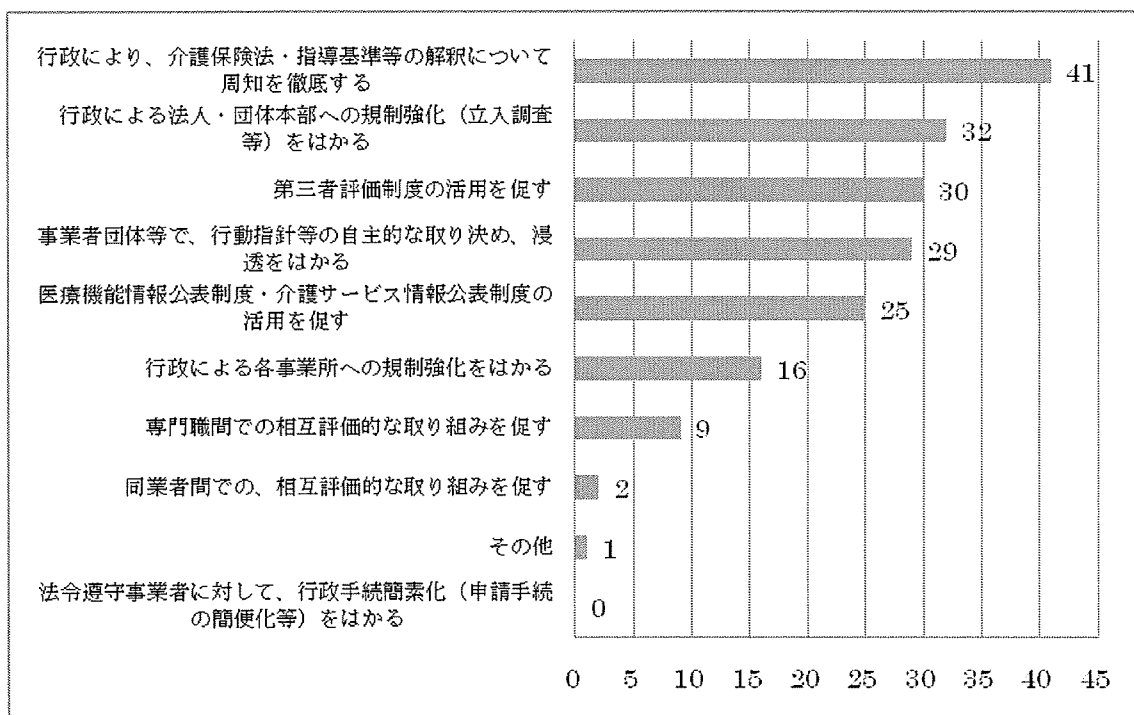
医療・介護サービス分野における法令遵守を徹底させていくためには、どのような政策・方策が重要と思うかについて、1番重要なものとして挙げられたのは、「行政により、介護保険法・指導基準等の解釈について周知を徹底する」が最も多く41名(22.2%)、次に「行政による法人・団体本部への規制強化(立入調査等)をはかる」32名(17.3%)、「第三者評価制度の活用を促す」30名(16.2%)、「事業者団体等で、行動指針等の自主的な取り決め、浸透をはかる」29名(15.7%)、「医療機能情報公表制度・介護サービス情報公表制度の活用を促す」25名(13.5%)、「行政による各事業所への規制強化をはかる」16名(8.4%)、「専門職間での相互評価的な取り組みを促す」9名(4.9%)、「同業者間での、相互評価的な取り組みを促す」2名(1.1%)、「その他」1名(0.5%)、「法令遵守事業者に対して、行政手続簡素化(申請手続の簡便化等)をはかる」0名(0.0%)の順になっていた。

一方、2番目に重要として挙げられたものについては、「医療機能情報公表制度・介護サービス情報公表制度の活用を促す」が最も多く44名(24.2%)、次に「行政により、介護保険法・指導基準等の解釈について周知を徹底する」32名(17.6%)、「第三者評価制度の活用を促す」25名(13.7%)、「事業者団体等で、行動指針等の自主的な取り決め、浸透をはかる」22名(12.1%)、「行政による法人・団体本部への規制強化(立入調査等)をはかる」21名(11.5%)、「専門職間での相互評価的な取り組みを促す」15名(8.2%)、「行政による各事業所への規制強化をはかる」12名(6.6%)、「同業者間での、相互評価的な取り組みを促す」11名(5.9%)、「法令遵守事業者に対して、行政手続簡素化(申請手続の簡便化等)をはかる」0名(0.0%)、「その他」0名(0.0%)と続いた。

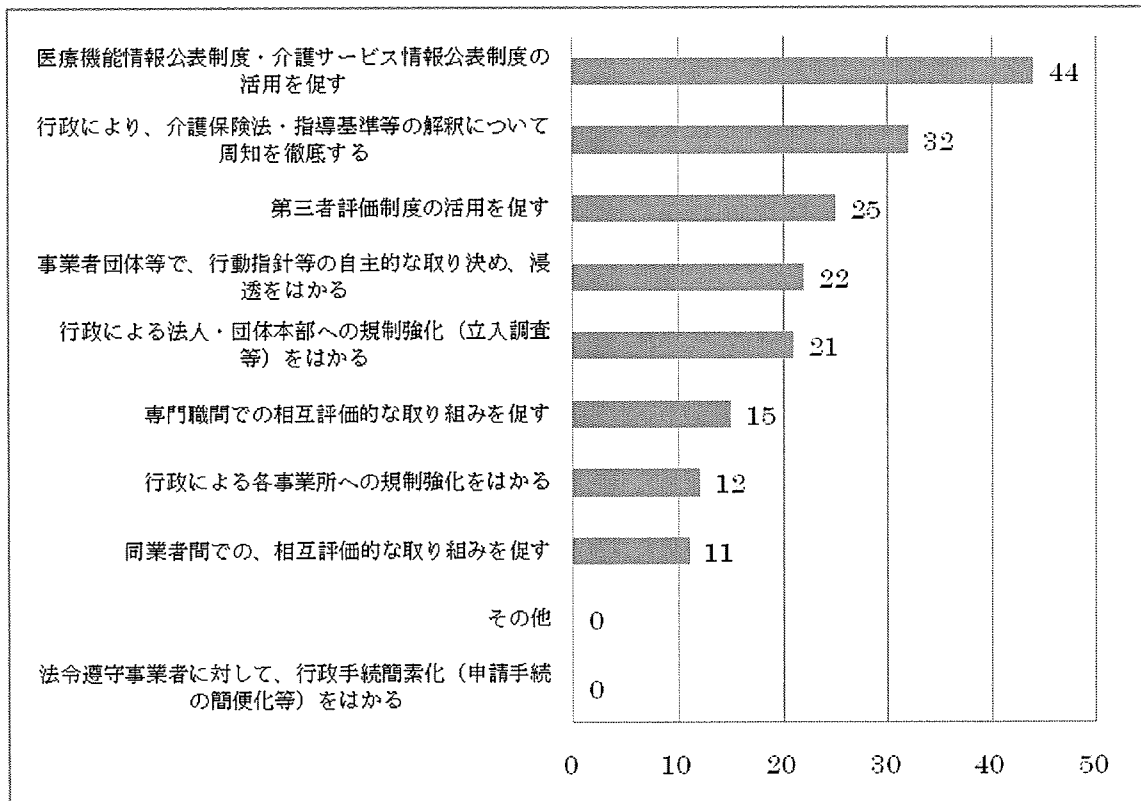
また、3番目に重要として挙げられたものについては、「行政による法人・団体本部への規制強化(立入調査等)をはかる」38名(21.5%)が最も多く、次に「医療機能情報公表制度・介護サービス情報公表制度の活用を促す」28名(15.8%)、「第三者評価制度の活用を促す」26名(14.7%)、「行政により、介護保険法・指導基準等の解釈について周知を徹底する」23名(13.0%)、「事業者団体等で、行動指針等の自主的な取り決め、浸透をはかる」20名(11.3%)、「同業者間での、相互評価的な取り組みを促す」17名(9.6%)、「専門職間での相互評価的な取り組みを促す」16名(9.0%)、「行政による各事業所への規制強化をはかる」7名(4.0%)、「法令遵守事業者に対して、行政手続簡素化(申請手続の簡便化等)をはかる」0名(0.0%)と続いた。

便化等)をはかる」2名(1.1%)、「その他」0名(0.0%)と続いた。

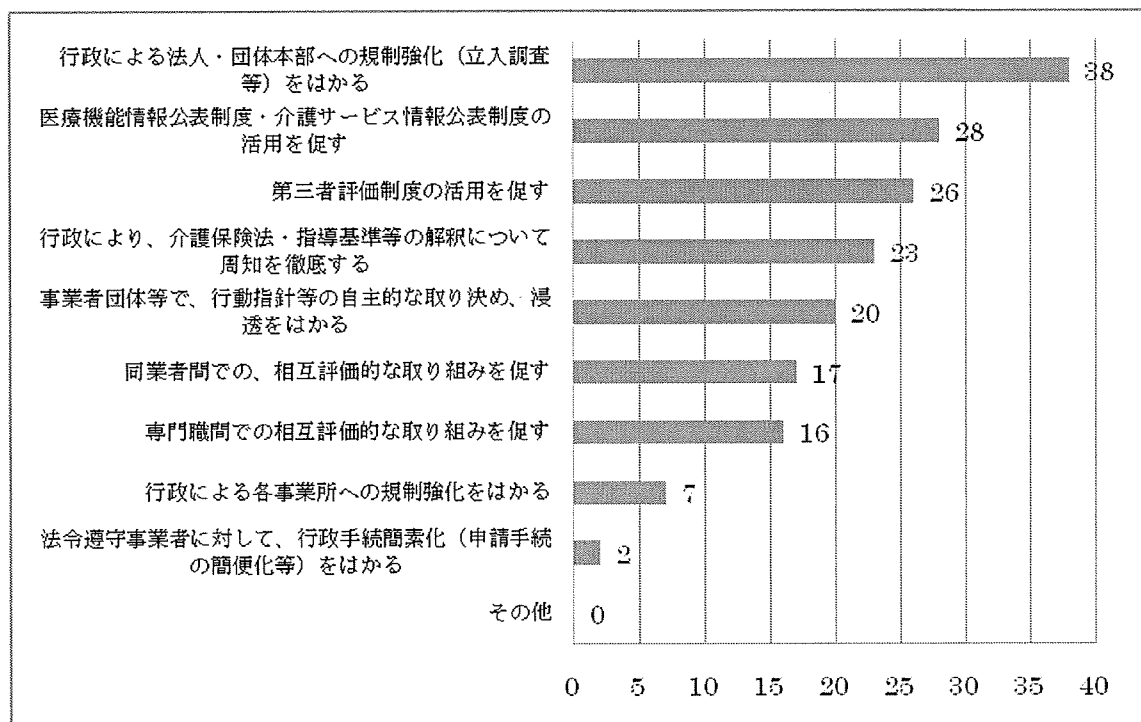
「行政により、介護保険法・指導基準等の解釈について周知を徹底する」、「行政による法人・団体本部への規制強化(立入調査等)をはかる」、「医療機能情報公表制度・介護サービス情報公表制度の活用を促す」、「第三者評価制度の活用を促す」といった内容については、重要であるという認識が高い反面、「同業者間での、相互評価的な取り組みを促す」、「行政による各事業所への規制強化をはかる」、「専門職間での相互評価的な取り組みを促す」といった内容については、重要性が低い傾向が見られた。



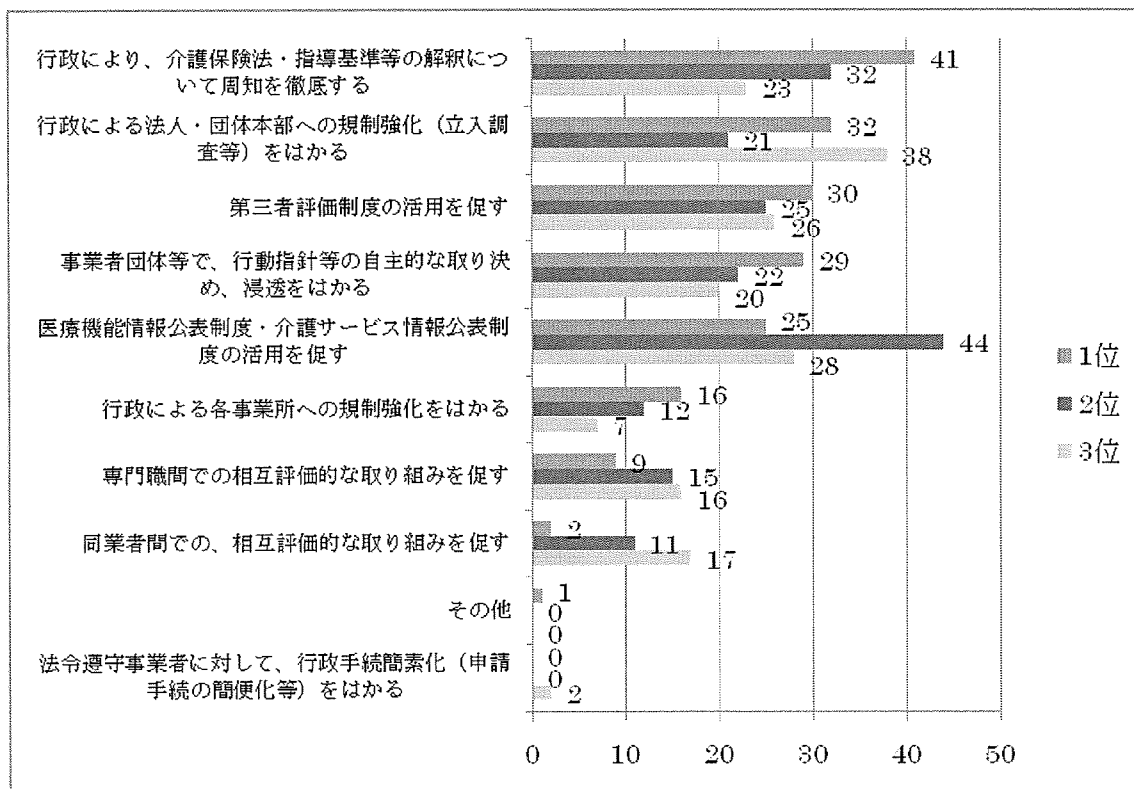
図III-3. 医療・介護サービス分野における法令遵守(最も重要なもの第1位)



図Ⅲ-4. 医療・介護サービス分野における法令遵守(最も重要なもの第2位)



図Ⅲ-5. 医療・介護サービス分野における法令遵守(最も重要なもの第3位)



図Ⅲ-6. 医療・介護サービス分野における法令遵守(全体)

表Ⅲ-2. 医療・介護サービス分野における法令遵守(その他回答)

No.	回答
1	内部、外部からの告発の奨励とシステム作り
2	担当者による解釈の違いをなくす
3	行政による調査基準の均一化。担当者や県・市レベルで基準の偏りがあるように思われる
4	患者家庭の徹底した経済・家族構成の調査
5	行政が入らない方がよい
6	とくに、個人診療所の規制強化

(3) 医療・介護サービス事業者の法令遵守の徹底

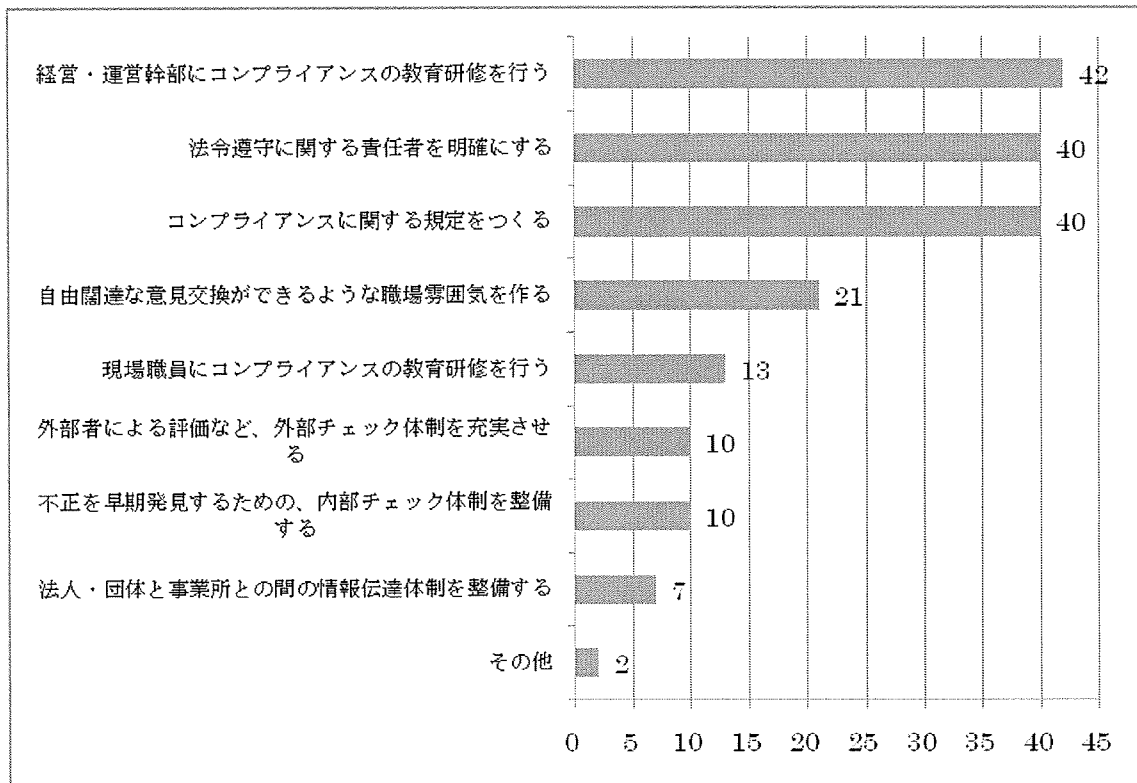
医療・介護サービス事業者の法令遵守を徹底していくためには、貴組織としては、どのような方策が必要と考えるかについて、1番重要なものとして挙げられたのは、「経営・運営幹部にコンプライアンスの教育研修を行う」42名（22.7%）が最も多く、次に「コンプライアンスに関する規定をつくる」40名（21.6%）、「法令遵守に関する責任者を明確にする」40名（21.6%）、「自由闊達な意見交換ができるような職場雰囲気を作る」21名（11.4%）、「現場職員にコンプライアンスの教育研修を行う」13名（7.0%）、「不正を早期発見する

ための、内部チェック体制を整備する」10名（5.4％）、「外部者による評価など、外部チェック体制を充実させる」10名（5.4％）、「法人・団体と事業所との間の情報伝達体制を整備する」7名（3.8％）、「その他」2名（1.1％）の順になっていた。

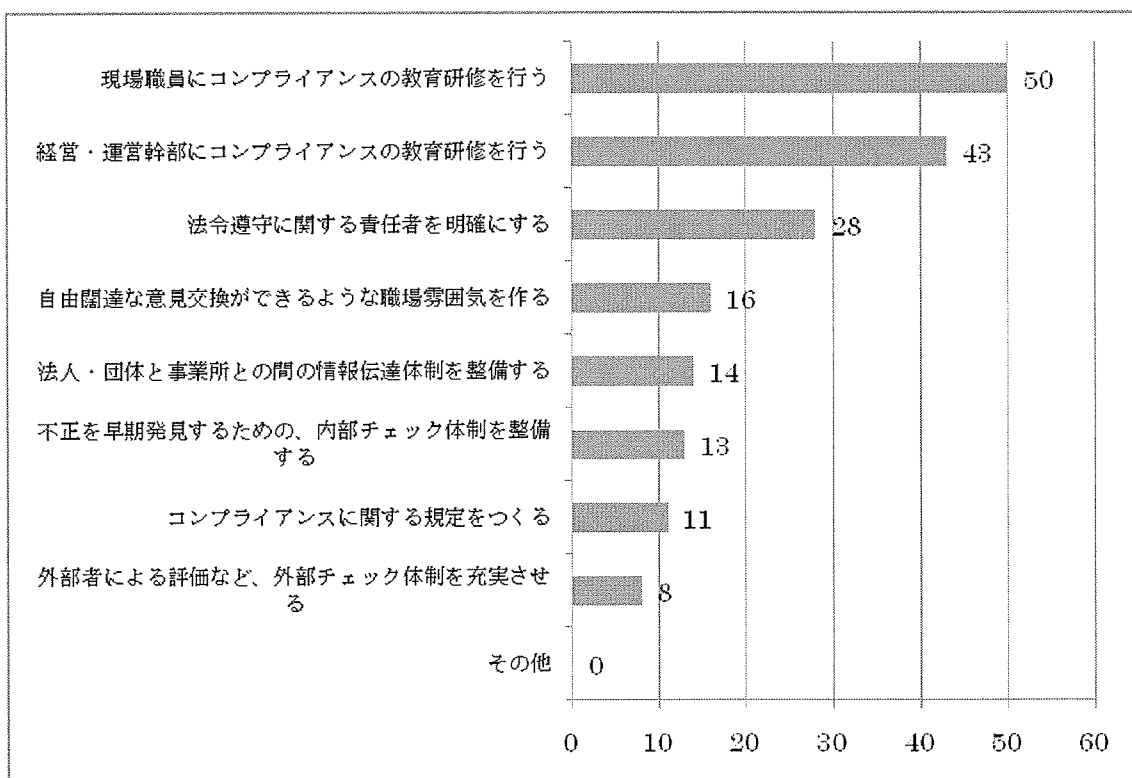
一方、2番目に重要として挙げられたものについては、「現場職員にコンプライアンスの教育研修を行う」が最も多く50名（27.3％）、次に「経営・運営幹部にコンプライアンスの教育研修を行う」43名（23.5％）、「法令遵守に関する責任者を明確にする」28名（15.3％）、「自由闊達な意見交換ができるような職場雰囲気を作る」16名（8.7％）、「法人・団体と事業所との間の情報伝達体制を整備する」14名（7.7％）、「不正を早期発見するための、内部チェック体制を整備する」13名（7.1％）、「コンプライアンスに関する規定をつくる」11名（6.0％）、「外部者による評価など、外部チェック体制を充実させる」8名（4.4％）、「その他」0名（0.0％）の順になっていた。

また、3番目に重要として挙げられたものについては、「現場職員にコンプライアンスの教育研修を行う」が最も多く42名（23.6％）、次に「外部者による評価など、外部チェック体制を充実させる」32名（18.0％）、「不正を早期発見するための、内部チェック体制を整備する」31名（17.4％）、「自由闊達な意見交換ができるような職場雰囲気を作る」23名（12.9％）、「経営・運営幹部にコンプライアンスの教育研修を行う」17名（9.6％）、「法令遵守に関する責任者を明確にする」14名（7.9％）、「法人・団体と事業所との間の情報伝達体制を整備する」12名（6.7％）、「コンプライアンスに関する規定をつくる」6名（3.4％）、「その他」1名（0.6％）の順になっていた。

「経営・運営幹部のコンプライアンスの教育研修」、「コンプライアンスに関する規定の作成」、「法令遵守に関する責任者の明確化」という内容が介護サービス事業者の法令遵守の徹底に重要だと考えられている一方、「外部者による評価など、外部チェック体制の充実」、「不正の早期発見のための、内部チェック体制の整備」、「法人・団体・事業所間の情報伝達体制の整備」については、その重要性が低い傾向が見られた。



図Ⅲ-7. 介護サービス事業者の法令遵守の徹底(最も重要なもの第1位)



図Ⅲ-8. 介護サービス事業者の法令遵守の徹底(最も重要なもの第2位)